# 福岡県果樹農業振興計画について

#### 1 計画の位置づけ

果樹農業特別措置法第2条の3に基づき、国が定める「果樹農業振興基本方針(令和2年4月)」に即して、5年ごとに本県果樹農業の振興の方向性を示す計画を策定するもの。

#### 2 計画の基本的な考え方

消費者から選ばれる高品質な果実の安定供給と、それを支える果樹産地の維持・拡大が、本県果樹農業の喫緊の課題であることを踏まえて設定。計画期間は令和3年度~7年度(目標年度12年度)

#### 振興方針:「需要に応じた果樹農業の展開と産地力の強化」

○地域の特性に応じた生産基盤の確保と意欲ある担い手の育成

優良な園地・施設や担い手、雇用労働力の確保を、地域の特性に応じて進めることで、本県果樹の産地規模の維持を図る。

#### ○収益性の高い品目・品種の導入と省力的で安定生産につながる技術の普及

「消費者ニーズが高い」、「異常気象に強い」、「省力化につながる」といった視点で、「品目・品種」や「技術」を導入するとともに、健全な苗木や花粉を安定的に確保することで、収益性が高い 果樹生産の実現を図る。

#### ○県産果実の多様な販売の展開

高品質で安全・安心な果実を様々な方法でPRし、常に変化する多様な消費者ニーズに応じた商品を安定的に販売するとともに、輸出を含む多様な販売ルートを開拓することにより、県産果実のブランド化を図る。

### 3 振興方針の展開方向

# 地域の特性に応じた生産基盤の確保と意欲ある担い手の 育成

- ・優良な園地・施設の担い手への継承と新たな園地造成・整備を 推進(農地の集約・大規模化)
- ・将来の産地を支える担い手を確保、育成(新規就業者の確保、 定着)
- ・産地を先導する「人財」を育成(農業者の経営発展)
- ・農作業の効率化と雇用労働力の確保を促進(農福連携)
- ・地域の実状に応じた特産果樹の生産を支援(中山間地域をはじめ とした農村の活力向上)



大規模に造成された園地



選果場での労働力支援サービスの活用

### 収益性の高い品目・品種の導入と省力的で安定生産につながる技術 の普及

- ・消費者ニーズや収益性の高い品目・品種を導入(県独自品種の普及)
- ・収量、品質の向上につながる施設の整備や技術の普及を実施(消費者ニーズに対応した生産)
- ・労働生産性の向上につながる技術を普及(DXの推進)
- ・良質で健全な苗木や花粉を安定供給(消費者ニーズに対応した生産)
- ・海外からの侵入病害虫、鳥獣被害への対応を強化(鳥獣対策の総合的 展開)
- ・環境に配慮した持続可能な果樹生産を拡大(環境に配慮した生産)



スマート農業機器の現地実演



健全な苗木生産

## 県産果実の多様な販売の展開

- ・品質の高い果実を組み合わせて、周年で安定的に販売(販売促進)
- ・様々な手法により県産果実の認知度を向上(認知度向上、販売 促進)
- 市場出荷を核に多様な販路で商品を供給(地産地消、食育)
- ・消費者ニーズに対応した商品を供給(6次産業化)
- ・高品質で安全な果実の円滑な供給にむけて選果、流通を合理化 (販売促進)
- ・需要拡大が期待される新たな販売先を開拓(輸出)



物産展での県産果実の PR



海外スーパーでの県産果実のフェア